

# 観峰館所蔵朝鮮古碑拓本解説 (二)

田中俊明

## 五、扶余唐平百濟碑

〔朝拓—006〕〔図5—1〕

扶余（現在の忠清南道扶余郡扶余邑）は百濟最後の都泗泚の故地である。その扶余邑の市街地東南里に残る定林寺址に五層の石塔があり〔図5—2〕、その第一層塔身の四面に彫られているのが、この「唐平百濟碑」である。南面の右側の隅柱に篆書で大きく題字が彫られており、「大唐平百濟国碑銘」（「大唐、百濟国を平らぐるの碑銘」と記す〔図5—3〕。従って正確には「大唐平百濟国碑銘」とよばなければならない。

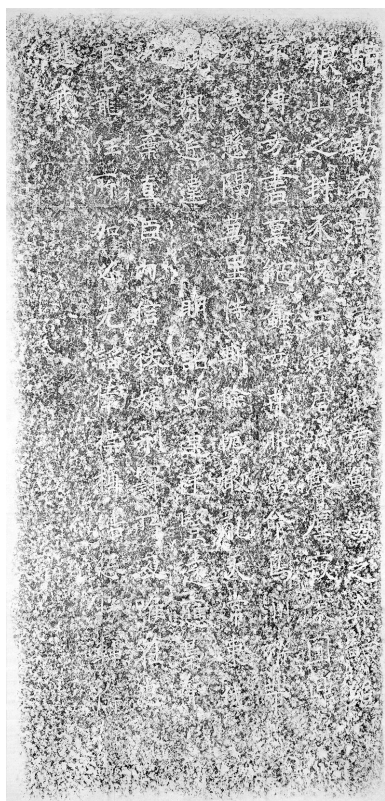
定林寺という名は、出土した高麗時代の瓦にその名が見えるために付けられたもので、百濟時代の記録にはみえない。ただ、影響を受けた中国南朝の都建康（南京）には、定林寺という寺があったため、百濟時代からその名が使われた可能性が高い。王都のほぼ中央にあり〔図5—4〕、王宮（推定地）からすぐ南に位置するこの寺は、百濟国にとって、極めて重要な寺であったことがまちがいない。

碑銘は、題字のとおり、唐が百濟を平定した記念碑である。碑石が準備できなかったために、仏寺の石塔に彫られたのである。実は、百濟王宮にあったと思われる円形の石槽（国立扶余博物館展示）〔図5—5〕にこの碑銘の三分の一程度が彫られている。最初その石槽

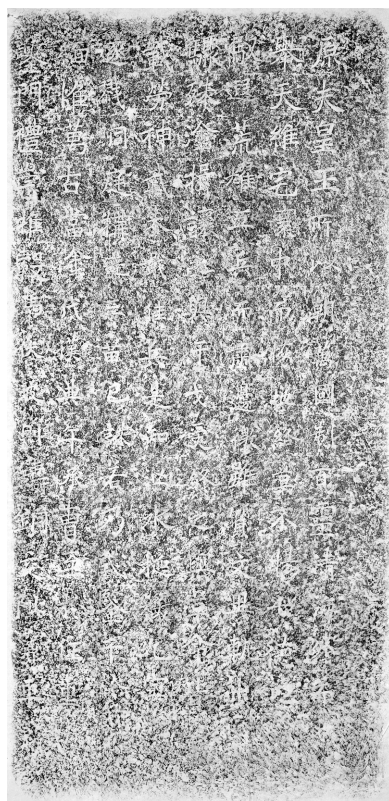
に彫ろうとして彫り進めることができなくなって、石塔に替えたものとみる意見がある。また、石槽のほうを縮約したものととらえ、当初から二箇所に残そうとしたというみかたや、これらとは別に碑があり（現存しないが）両者はそれを復刻したにすぎないというみかたなどもある。碑銘本文の末尾に「茲の寶刹を刊して用て殊功を紀す」とあり、「茲の寶刹」がこの石塔を指すとみることができたらば、明確な意志をもって石塔に彫ったと考えることができる。

唐軍は、この百濟国にとって重要な寺の仏塔に戦勝記念の文字を彫り刻んだのである。当時の百濟人たちがよくこのような文字をそのままにしたものだと思うが、寺は廃絶したものの、石塔と彫られた文字とは現代にまでほんらいの位置のまま、残されたのである。なお、この石塔が立てられる前にその位置に木塔があった可能性が高い。

題字の下の隅柱右端に小さく「顯慶五年歲在庚申（六六〇）八月己巳朔十五日癸未建つ」と記す。百濟最後の義慈王が降伏したのが七月一八日であり、そのおよそ二箇月後である。その左に少し離れ、隅柱左端に「洛州河南權懷素書す」とある。また本文中に「陵州長史・判兵曹賀遂亮、濫りに庸才を以て謬りて文翰を司る」と記している（東面16・17行）。つまり文章を作成したのが賀遂良、文字を書いたのが權懷素ということである。ふたりとも従軍していたものと考え



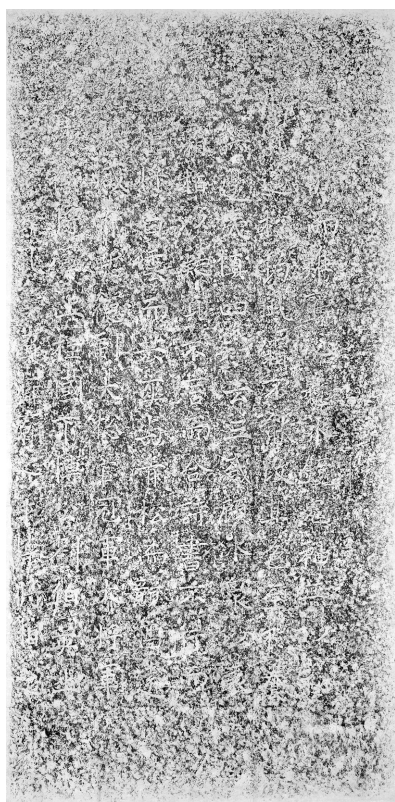
③ [137.1×68.7cm]



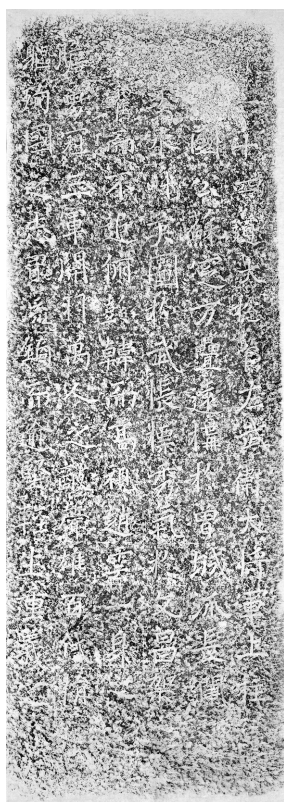
② [136.8×68.7cm]



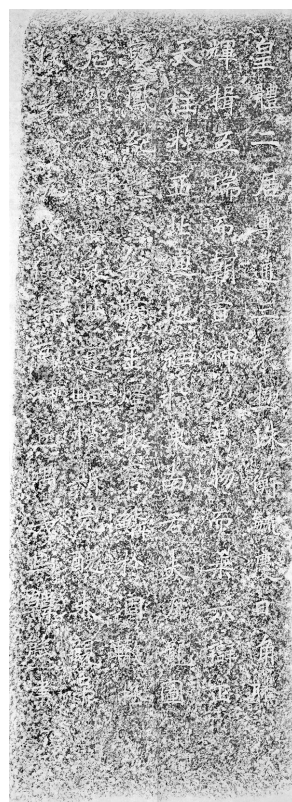
① [136.7×50.7cm]



⑥ [136.8×68.8cm]

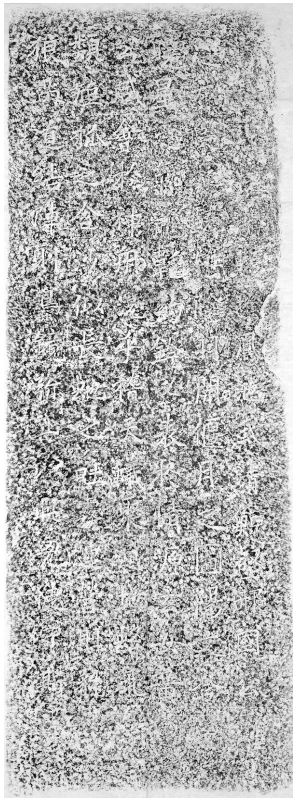


⑤ [137.0×50.5cm]

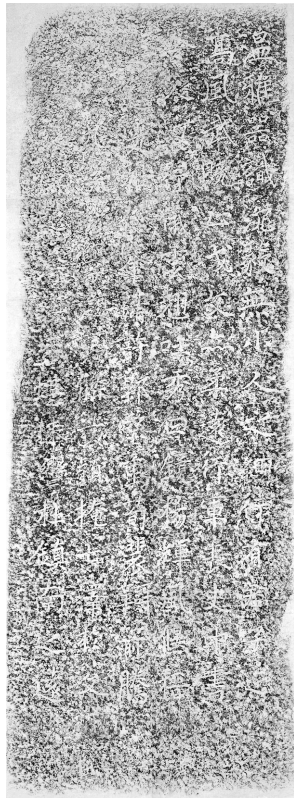


④ [137.4×50.8cm]

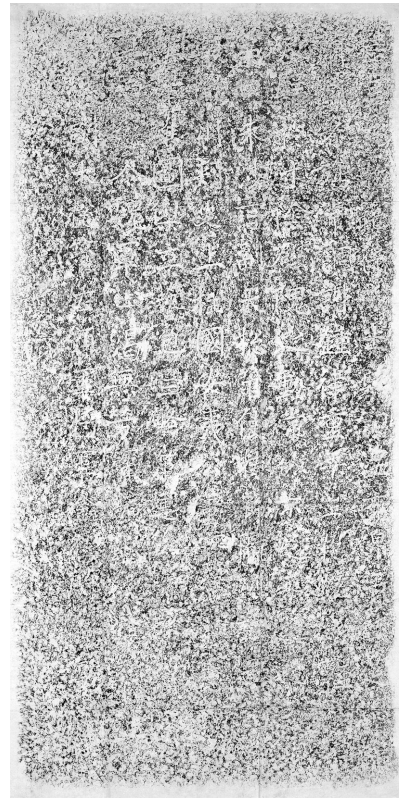
【图5-1-1】扶余唐平百济碑（朝拓—006）（一）



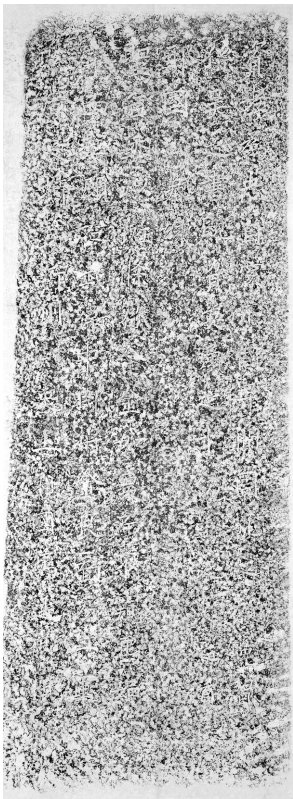
⑨ [137.7×50.4cm]



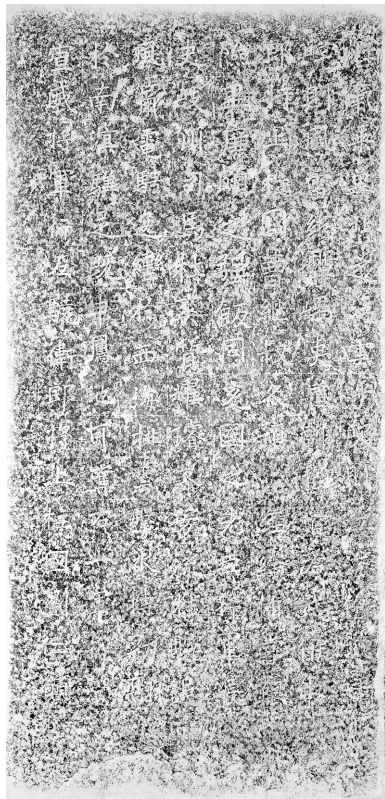
⑧ [137.0×50.5cm]



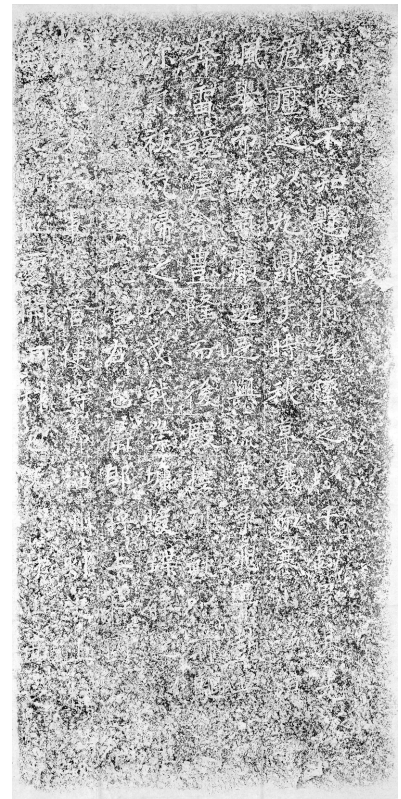
⑦ [137.0×68.5cm]



⑫ [136.8×50.1cm]

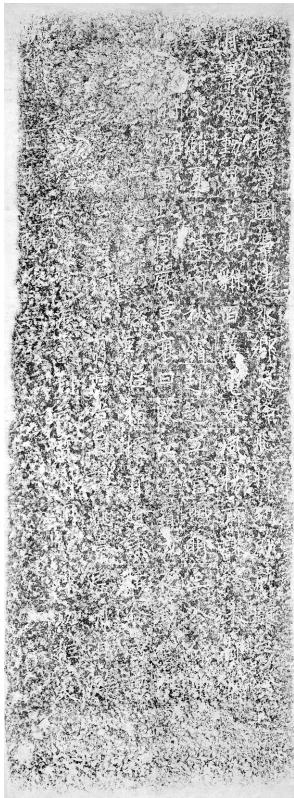


⑪ [137.0×68.8cm]

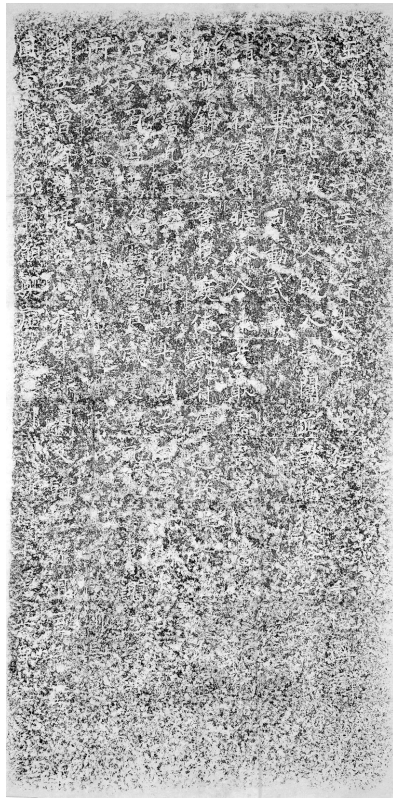


⑩ [137.2×68.7cm]

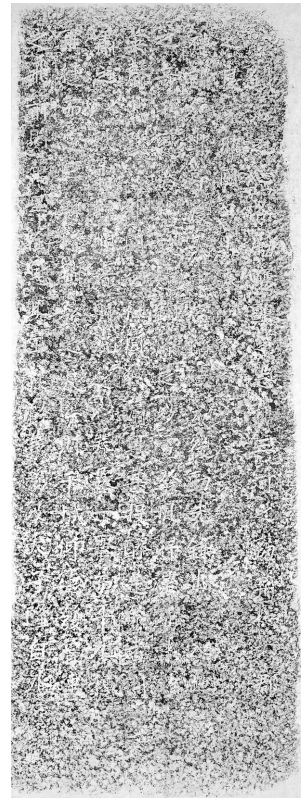
【图5-1-2】同 (二)



⑯ [136.7×50.8cm]



⑭ [136.3×68.2cm]



⑬ [136.9×50.4cm]

【図5-1-3】 同 (三)



【図5-2】 定林寺址の五層石塔 (田中撮影)



【図5-3】 定林寺址石塔第一層塔身の碑銘冒頭 (田中撮影)



【図5-4】 錦城山からみた定林寺址全景（田中撮影）



【図5-5】 扶余百濟石槽  
（国立扶余博物館展示）（田中撮影）

られるが、「平定」後、急遽そうした能力のある人物が選ばれたのか、あらかじめ勝利を予定して伴っていたものか。わずかに残る賀遂良の史料によれば、文筆の能力があり、記録を残すために従軍させられたようである。石工も準備して来たのかも知れない。あるいはそうしたことが通例であったのか。碑石の準備はして来なかったように、たまたまそこにあつたものに彫ったということになる。ほんらい百濟の優美な石塔でもあり、百濟の人たちにとってはいわば屈辱の刻字といえるが、そのこと自体が唐の蛮行を明示するものと考えたのであろうか、破壊されずに残された。

その全文を示せば次の通りである。韓国古代金石文データベースが表示するものを中心に、韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文』第一巻（駕洛国史蹟開発研究院、一九九二年）の金英心釈文などを参考にし、拓本で確認した。

南面（第1面）

（題字等）

- 1 大唐平百
- 2 濟國碑銘
- 3 顯慶五年歲在庚申八月
- 4 己巳朔十五日癸未建
- 5 洛州河南權懷素書

（拓本①）

（本文）

- |  |                              |              |
|--|------------------------------|--------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 原夫皇王所以朝萬國制百靈清海外而</li> <li>2 舉天維宅寰中而恢地絡莫不揚七德以</li> </ol> | <p>5</p> <p>10</p> <p>15</p> | <p>（拓本②）</p> |
|--|------------------------------|--------------|

3 馭遐荒耀五兵而肅邊徼雖質文異軌步  
 4 驟殊塗揖讓之與干戈受終之與革命皆  
 5 載勞神武未戢佳兵是知洵水挺祆九嬰  
 6 遂戮洞庭構逆三苗已誅若乃式鑿千齡  
 7 緬惟萬古當塗代漢典午承胄至於任重  
 8 鑿門禮崇推轂馬伏波則鑄鋼交趾寶車  
 9 騎則勒石燕然竟不能覆鯤海之奔鯨絕  
 10 狼山之封豕況丘樹磨滅聲塵寂寥圓鼎  
 11 不傳方書莫紀蠢茲卉服竊命烏洲襟帶  
 12 九夷懸隔萬里恃斯險阨敢亂天常東伐  
 13 親隣近違 明詔北連逆豎遠應梟聲  
 14 況外棄直臣內信祆婦刑罰所及唯在忠  
 15 良寵任所加必先諂倖標梅結怨杼軸銜  
 16 悲我

17 皇體二居尊通三表極珠衡毓慶日角騰  
 18 輝揖五瑞而朝百神妙萬物而乘六辯正  
 19 天柱於西北廻地紐於東南若夫席龍圖  
 20 哀鳳紀懸金鏡齊玉燭拔窮鱗於涸轍拯  
 21 危卵於傾巢哀此遺毗憤斯兇醜未親吊  
 22 伐先命元戎使持節神丘嶠夷馬韓熊津

西面(第2面)

5 10 15  
 1 等一十四道大揔管左武衛大將軍上柱  
 2 國邢國公蘇定方疊遠構於曾城派長瀾  
 3 於委水叶英圖於武帳標秀氣於文昌架

4 衛霍而不追俯彭韓而高視趙雲一身之  
 5 膽勇冠三軍關羽萬人之敵聲雄百代捐  
 6 軀殉國之志冒流鏑而逾堅輕生重義之  
 7 軀□□□□而難奪心懸水鏡鬼神無以祕  
 8 □□□□形質遇松筠風霜不能改其色至於養  
 9 □□□□撫邊夷慎四知去三惑顧冰泉以表  
 10 潔□□霜栢以凝貞不言而合詩書不行而  
 11 □□□□矩將白雲而共爽與青松而競高遠  
 12 □□□□咸有慙德副大揔管冠軍大將軍  
 13 □□□□衛將軍上柱國下博公劉伯英上  
 14 □□□□風□負廊廟之才懷將相之  
 15 器言爲物範行□士則詞溫布帛□馥芝  
 16 蘭績著旗常調諧鍾律重平生於□□輕  
 17 尺璧於寸陰破隗之勳常似不足平□□  
 18 策口未涉言副大揔管使持節隴州諸軍  
 19 事隴州刺史上柱國安夷公董寶德□志  
 20 飄舉雄圖傑立藝包三略策運後□□□  
 21 眞梅能令魏軍止渴無勞實續□□□□  
 22 忘寒副大揔管左領軍將軍金仁問□□□  
 23 溫雅器識沉毅無小人之細行有君子之  
 24 高風武既止戈文亦柔遠行軍長史中書  
 25 舍人梁行儀雲翹吐秀日鏡揚輝風偃摺  
 26 □□道光雅俗鑒清許郭望重荀裴辯箭騰  
 27 □□九流於學海詞條發穎掩七澤於文  
 28 □□太傅之深謀未堪捧轡杜鎮南之遠

(拓本⑦)

(拓本⑧)

(拓本⑤)

北面(第3面)

5 10 15

1 □□□□□□□□鳳池式清鯨壑邢國公 (拓本⑨)

2 運秘策縱驍雄陰羽開偃月之圖陽文含

3 曉星之氣龍韜豹鈴必表於情源玄女黃

4 公威會於神用況乎稽天蟻聚迺地蜂飛

5 類短狐之含沙似長蛇之吐霧連營則豺

6 狼滿道結陣則梟鏡弥山以此兇徒守斯

7 窮險不知懸縷將絕墜之以千鈞累碁先 (拓本⑩)

8 危壓之以九鼎于時秋草衰而寒山淨涼

9 颯舉而殺氣嚴逸足與流電爭飛疊鼓共

10 奔雷競震命豐隆而後殿控列缺以前驅

11 沚氣祇氣掃之以戈戟崇埔峻堞碎之以

12 衝棚左□軍揔管右屯衛郎將上柱國□

13 阿□右一軍揔管使持節淄州刺史上柱

14 國于元嗣地處開河材包文武挾山西之 (拓本⑪)

15 壯氣乘冀北之浮雲呼吸則江海停波嘯

16 咤則風雷絕響嶠夷道副揔管右武侯中

17 郎將上柱國曹繼叔久預 經綸備嘗艱

18 險異廉頗之強飯同充國之老臣行軍長

19 史岐州司馬杜爽質耀璿峯芳流桂晚追

20 風箭電騁逸轡於西海排雲擊水搏勁翻

21 於南溟驥足既申鳳池可奪右一軍揔管

22 宣威將軍行左驍衛郎將上柱國劉仁願 (拓本⑫)

23 資孝爲忠自家形國早聞周孔之教晚習

24 孫吳之書既負英勇之才仍兼文吏之道

邢國公奉緣

25 聖旨委以斑條欲令金如粟而不窺馬如

26 羊而莫顧右武衛中郎將金良圖左一軍

27 揔管使持節沂州刺史上柱國馬延卿俱

28

東面(第4面)

1 懷鐵石之心各勵鷹鷂之志擁三河之勁卒□六郡

2 之良家邢國公上奉 (拓本⑬)

3 神謀下專節度或中權陷陣或後勁先鋒出天入地

4 之奇千變萬化致遠鉤深之妙電發風行星□□移

5 英聲載路 邢國公仁同轉扇恩甚投醪逆命者則

6 肅之以秋霜□順者則涵之以春露一舉而平九種

7 再捷而定三韓降劉弘之尺書則千城仰德發魯連

8 之飛箭則萬里銜恩其王扶餘義慈及太子隆自外

9 王餘孝一十三人并大首領大佐平沙吒千福國辯 (拓本⑭)

10 成以下七百餘人既入重關並就擒獲捨之馬革載

11 以牛車竹薦司動式獻

12 清廟仍變斯獷俗令沐玄猷露冕褰帷□□□款□

13 鮮製錦必選賢良庶使剖符績邁於龔黃□絃名高

14 於卓魯凡置五都督卅七州二百五十縣戶廿四萬

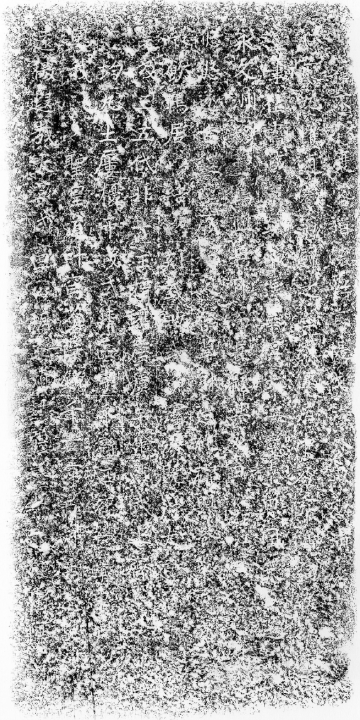
15 口六百廿萬各齊編戶咸變夷風夫書東觀紀南宮

16 所以旌其善勒彝鼎銘景鍾所以表其功陵州長史

17 判兵曹賀遂亮濫以庸才謬司文翰學輕俎豆氣重

18 風雲職号將軍願與廉頗□列官稱博士羞共賈誼

19 □衡不以衰容猶懷壯節提戈海外冀效涓塵□載 (拓本⑮欠)



【図5-6】 拓本⑤ (国立中央博物館編『金石文資料①三国時代』)

- 20 □庭九摧逋□翁歸之□□欲居中乃弃餘詞敬□  
 21 □筆□書成事無取浮華俾夫海變樂田同天地之  
 22 永久洲移鬱島與日月而長懸其銘曰  
 23 悠悠遂古茫茫厥初人倫草昧造化權輿冬巢夏穴  
 24 穀飲鶉居以結以刻或畋或漁淳源既往大道淪胥  
 25 爰及三五代非一主揖讓唐虞革命湯武上齊七政  
 26 下均九土屢擾干戈式清區宇未漸西掖豈覃東戶  
 27 奧我 聖皇道叶穹蒼榮鏡千古罕籠百王遜矣  
 28 遠徵遐哉大荒咸稟正朔並預封疆□□種獨隔  
 29 三光叛換澤國憑凌水鄉天降飛將豹蔚龍驤弓含  
 30 月影劔動星芒貔貅百萬電舉風揚前誅蟠木却翦  
 31 扶葉冰銷夏日葉碎秋霜越越五營明明三令仰申  
 32 □□府齊軍政風嚴草衰日寒江淨霜戈夜動雲旗  
 33 □□戟前驅吳鉤後勁巨猾授首逋誅請命威惠  
 34 □□嘉樹不翦甘棠在詠花臺望月貝殿  
 35 □□梵晨□刊茲寶利用紀殊功拒天  
 36 □□固橫地軸以無窮
- (拓本⑤)

觀峰館所藏の拓本は、一五張あり、ほんらいあるべき一張を欠失している。その欠失部分は、国立中央博物館編『金石文資料①三国時代』(滅頤、二〇一〇年)所掲の図を掲げておきたい【図5-6】。

題字等を除く本文は、四面すべての面の隅柱・羽目石に彫られているが、南面(第1面)が二行、西面(第2面)二八行、北面(第3面)二八行、東面(第4面)三六行で、計一四行にわたる。拓本は、みられるように、各面四張に分けられている。各面の羽目石が二石からなり、隅柱両側二石とあわせて一面四石に文字が彫られていることになる。その各石ごとに採拓されているためである。一張ごとの行数は、題字等部分(五行とすべきか)は別にして、本文六行〜一〇行で一定していない。

南面・西面・北面は各行一六字で、東面のみ各行二〇字が基本である。皇帝に関わる文字があれば、改行するか空格にしており、本文の字数としては合計一八九九字となる。南面隅柱の題字等は三五字あるから、それもあわせると一九三四字記されていたことになる。なお、上記の碑銘以外に、それらの記された第一層塔身と屋蓋石との間に楣石とよぶ石が一段あるが、その西面・北面の石に三二行各三字の文字が彫られている。それを加えると、総計二一六字となる。題字部分を除いて楷書で、文体は四六駢體である。

記された内容は、題字に示すように、六六〇年に唐軍が百濟国を平定した功績を記すもので、唐軍の総司令官である蘇定方を筆頭に、従軍した諸將軍の名とそれぞれの功績が記されている。記された將軍の名と官名のみを示せば次のとおりである。

○使持節・神丘嶠夷馬韓熊津等一十四道大摠管・左武衛大將軍・  
 上柱國・邢國公 蘇定方



○副大捺管・冠軍大將軍・□□□衛將軍・上柱國・下博公 劉伯英

○副大捺管・使持節・隴州諸軍事・隴州刺史・上柱國・安夷公  
董寶德

○副大捺管・左領軍將軍 金仁問

○行軍長史・中書舍人 梁行儀

○左□軍捺管・右屯衛郎將・上柱國 □阿□

○右一軍捺管・使持節・淄州刺史・上柱國 于元嗣

○嶠夷道副捺管・右武侯中郎將・上柱國 曹繼叔

○行軍長史・岐州司馬 杜爽

○右一軍捺管・宣威將軍・行左驍衛郎將・上柱國 劉仁願



【図5-7】 金仁問碑  
(国立慶州博物館展示、田中撮影)

○右武衛中郎將 金良圖

○左一軍捺管・使持節・沂州刺史・上柱國 馬廷卿

楣石西面・北面の一九二字は、判読が困難であるが、「□州司□李思約」など、官職・人名がみえるものがある。碑銘に記された將軍たちよりも下位のものが数人記されていたようである。文章が碑銘本文につながるものではない。

碑銘の中には、新羅の武烈王の二男である金仁問の名がみえ、そのひとつとなりについても記している(西面22～24行)。「三国史記」卷四四に金仁問伝があり、そこには七回、入唐したと記す。その通り、唐との間をしばしば往来しており、微妙な唐との関係の橋渡しとしての役割を果たした。最後には六九四年、武則天の都洛陽で死に、なきがらは新羅に送られ、父武烈王の陵のすぐ前に葬られた。「金仁問碑」が、一九三一年に西岳書院の樓門の下で有光教一によって発見され、現在、国立慶州博物館に展示する【図5-7】。およそほんらいの三分の一程度の残碑である。残念ながら、松島の蒐集時期にはまだ発見されておらず、観峰館に収蔵されてはいない。また六六〇年のことについては、一部記事がみられるものの、ほとんど欠落している。

仁問は、唐の遠征軍派遣のときには唐にいたのであるが、いつ唐に行ったのかは明確ではない。六五三年もしくは六五六年に帰国した記録があり、その後また唐に派遣されたとみなければならぬ。『三国遺事』卷一・太宗春秋公条に、

太宗(武烈王)、百濟の國中に恠變多きを聞き、五年庚申(六六〇)使仁問を遣わし兵を唐に請わしむ。

とあり、これに従えば、この年に仁問を唐に派遣した、ということ

になる。いっぽう金仁問伝では、

新羅、屢々百濟の侵す所と爲る。唐兵を得て援助と爲し、以て着(羞)恥を雪がんことを願ひ、擬して宿衛の仁問に諭して、師を乞わしむ。

というように、「宿衛の仁問に」とあり、この年に救軍のために派遣したようにはみえず、以前から宿衛(皇帝のそばかくに仕える)していたかのように記している。

新羅本紀では、武烈王六年(六五九)条に、

夏四月、百濟、頻りに境を犯す。王、將に之を伐たんとす。使を遣わし唐に入りて師を乞わしむ。

とあり、唐に遣使し救援を要請している。新羅が唐に遣使するのは、ここ連年であるが、あるいはこの救援を求めてと明記するこの記事が、仁問を派遣したときかもしれない。

碑銘にはまた、最後のほうに金良図という名がみえる。この金良図も新羅人であり、やはりこの時、唐に滞在していて派遣された、ということである。真骨身分の貴族で、高官であったが出自については明確ではない。金仁問の附伝として、簡単な伝がある。それによれば六回、唐を往来したという。最後は、唐で獄死している。入唐について、最後となる文武王九年の事実のみが記され、ほかはみえない。金仁問の直前の入唐と同時(六五九年)か、その前六五年あたりに入唐していたものと考えられる。

ところで碑銘には、「其の王扶餘義慈及び太子隆、自外王餘孝一十三人、并せて大首領大佐平沙吒千福・國辯成以下七百餘人、既に重圍に入り、並びに擒獲に就き、之を馬革に捨て、載せるに牛車を以てし、佇みて司勳に薦め、式で清廟に獻ず」とみえる(東面8(11行))。最後の王義慈王と太子の扶余隆はじめ王子・高官たちが、

宮殿に入り、清廟に献上されたというのである。しかしそれは『日本書紀』齊明六年(六六〇)条の分注に、その時倭国の遣唐使の一員として唐にいた伊吉連博徳の書を引いて、

庚申年八月、百濟已に平らげられし後、……十一月一日、將軍蘇定方らが爲に捉えられし百濟王以下、太子隆ら、諸王子十三人、大佐平沙宅千福・國弁成以下卅七人、并せて五十許人、朝堂に奉進せられ、急ぎ引かれて天子に趨向す。天子恩勅もて、見前に放着す。

と記していることからすれば、十一月一日のことである。『旧唐書』卷四・高宗本紀上・顯慶五年(六六〇)十一月戊戌(一日)条にも「蘇定方、百濟王扶餘義慈・太子隆等五十八人の俘を則天門に獻じ、責めて之を宥す」とある。

そもそも蘇定方が帰国したのは、九月三日であった。『三国史記』卷五・太宗武烈王七年(六六〇)九月三日条に、

郎將劉仁願、兵一萬人を以て泗泚城に留鎮す。王子仁泰、沙滄日原・級滄吉那と與に兵七千を以て之に副う。定方、百濟王及び王族臣寮九十三人・百姓一萬二千人を以て、泗泚より舡に乗り唐に廻る。金仁問、沙滄儒敦・大奈麻中知等と與に偕に行く。とあり、その時、百濟王らを伴って帰国したのであった。従って、八月十五日に碑銘が記されたとすれば、その事実を含めることができたはずがない。

さらに碑銘には「凡そ五都督・卅七州・二百五十縣を置く。戸廿四萬。口六百廿萬。各々齊しく編戸し、威な夷風を變う」とある(東面14・15行)。これについて、『旧唐書』卷四・高宗本紀上・顯慶五年(六六〇)条の八月庚辰(二二日)条に、

蘇定方等、百濟を討平し、其の王扶餘義慈を面縛し、國分かれ

て五部・郡三十七・城二百・戸七十六萬。其の地を以て熊津等の五都督府を分置す。

とある。これは、蘇定方が帰国するよりも前に、唐高宗のもとに戦勝の報告がなされ、それに応じた対応である。この日付が熊津等の五都督府分置の詔が出された日付であれば、八月十五日までに泗泚に留まっていた蘇定方のもとにまで届いたかどうかは微妙である。

後者はおくとしても、碑銘には、義慈王等献上のことなど、八月十五日以後の情報も記されていることになる。それをどう考えるのかは問題である。後半が追記されたとみるにしても、適当な切れ目が見いだせない。とすると、八月十五日の日付で記されているが、現実には全体が十一月一日以降に記されたと考えなければならぬのか。まだ明確な考えはない。

主要な参考文献をあげておく。

喜田貞吉「大唐平百濟国碑銘に関する疑問」『考古学雑誌』一五卷五号、一九二五年)

葛城末治「扶余唐平百濟碑塔」『朝鮮金石攷』大阪屋号書店、一九三五年)

金英心「唐平濟碑」(韓国古代社会研究所編『訳註韓国古代金石文』一卷、駕洛国史蹟開究研究院、一九九二年)

李道學「定林寺址五層塔碑銘とその作成背景」(『先史と古代』八輯、一九九七年)

拝根興『『大唐平百濟國碑銘』問題に対する考察』(『忠北史學』二〇輯、二〇〇八年)

金栄官「大唐平百濟國碑銘に対する考察」(『歴史と談論』六六輯、二〇一三年)

全智恵「扶余定林寺址五層石塔の初期調査と塔身銘文に関して」(『韓國古代史探究』二八輯、二〇一八年)

拝根興・林沢杰「『大唐平百濟國碑銘』関連問題新探」(『陝西師範大学学报(哲学社会科学版)』四五卷四期、二〇一六年)

## 六、武烈王陵碑額字

〔朝拓—008〕〔図6—1〕

武烈王は新羅第二九代の王であり(在位六五四—六六一)、武烈王は諡号で諱は春秋。金氏である。新羅における諡号はこれが最初である。また太宗という廟号も贈られた。新羅で特に廟号で呼ぶのはこの武烈王のみである。

慶州市西岳洞の一古墳の東北五〇メートルほどに碑閣があり〔図6—2〕、亀趺と螭首が置かれている。碑身はない〔図6—3〕、〔図6—4〕。螭首の中央に題字があり、二行に分けて、

- 1 太宗武烈
- 2 大王之碑

と記されている〔図6—5〕。本拓本は、この部分の拓本である。文字は篆書で、陽刻されている。この題字の存在によって碑が太宗武烈王の碑であることがわかり、近くの古墳が武烈王陵〔図6—6〕であることが確認できたのである。その点で、この文字が残された意義は大きい。

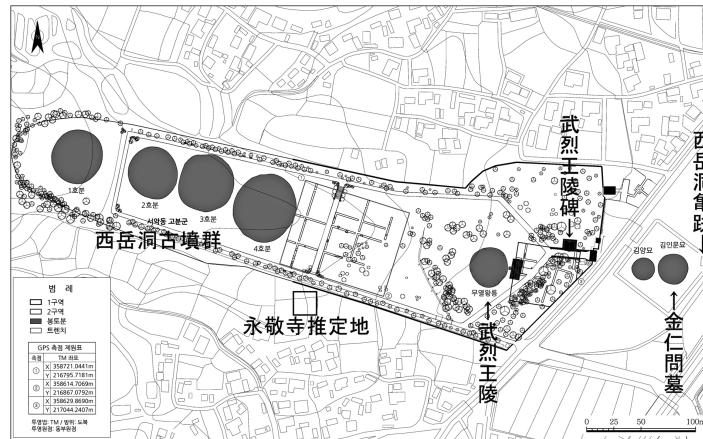
碑身は失われたが、碑の断片が二点残っており、国立慶州博物館に展示されている〔図6—7〕。一点は「中禮」、もう一点は「遠雅志」



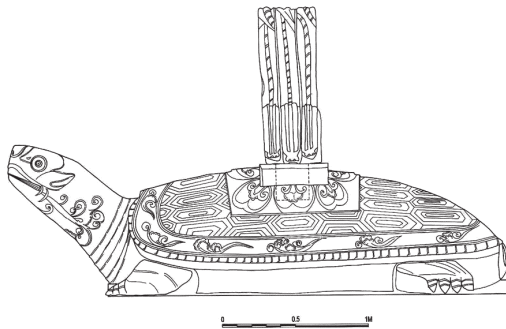
【図6-5】 武烈王陵碑題字 (田中撮影)



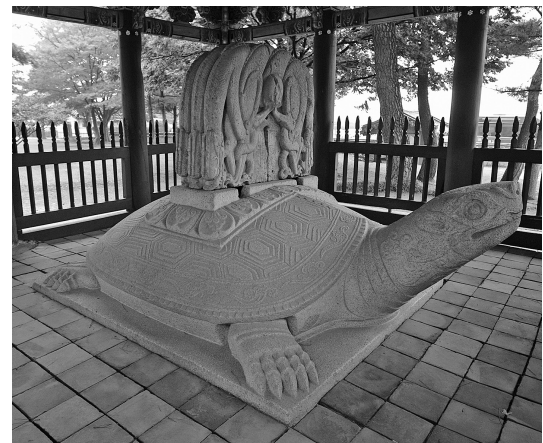
【図6-1】 武烈王陵碑額字拓本 (54.7×34.7cm 朝拓—008)



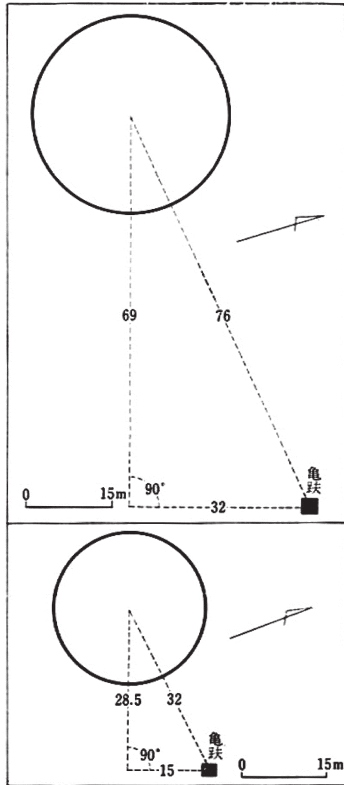
【図6-2】 武烈王陵と陵碑の位置関係 (『慶州武烈王陵・西岳洞古墳群』新羅文化遺産研究院、二〇二〇年所掲図に加筆)



【図6-4】 武烈王陵亀趺・螭首側面図 (『慶州西岳地域地表調査報告書』国立慶州文化財研究所、一九九四年)



【図6-3】 武烈王陵碑の亀趺と螭首 (田中撮影)



【図6-8】武烈王陵・金仁問墓  
 龜趺位置（斎藤忠『新羅文化論攷』  
 吉川弘文館、一九七三年）



【図6-6】武烈王陵（田中撮影）



【図6-7】武烈王陵碑断片（国立慶州博物館展示、田中撮影）



【図6-9】西岳洞龜趺と金仁問墓（田中撮影）

「蘭面」などの文字が読めるが、内容がわかるような程度ではない。

武烈王の死は六六一年である。『三国史記』の武烈王八年（六六一）六月条に「王薨じ、諡して武烈と曰う。永敬寺の北に葬る。太宗を上號す。高宗、訃を聞き、哀を洛城門に擧ぐ」とある。陵碑がいつ立てられたのかわからないが、その年か翌年であろう。題字や本文を書いたのが、前項でもとりあげた二男（文武王の弟）の金仁問であるという意見もあるが、確かではない。仁問は、六六〇年百濟攻撃の際に、唐から、唐軍の一員（副大撻管・左領軍將軍）として参戦し（「大唐平百濟国碑銘」、唐・新羅軍が勝利し、唐の総司令官である蘇定方がひきあげるとき、おそらくいっしょに唐に戻っている。ただし翌年、高宗の命によって帰国している（『三国史記』金仁問伝）。その翌年（六六二）七月にまた唐に派遣されたのであるが（『三国史記』文武王二年七月条）、武烈王の死の前後には、新羅に滞在していた。従って、陵碑の文字を仁問が書くことは可能であった。

亀趺の向きは、南に向いている。つまり碑は、南を向いていたということになる。武烈王陵の正面の正確な位置はわからないが、正面から東に向かつて墓道があったとすれば、その墓道に対して正面を向けていたということになる【図6—8】。王陵碑から一〇〇メートルほど東に金仁問の墓とされるものがあり、その北東に亀趺がある（西岳洞亀趺とよばれている【図6—9】）。そこには、近くの西岳書院で発見された金仁問碑が立っていたものとみられ、墓の推定がなされている。武烈王の二男がすぐ近くに葬られたとしてもおかしくはない。金仁問碑の亀趺ではないとしても、墓とされるものは王陵ではないと考えられ、つまり亀趺の碑は王陵とは限られるものではないということになる。

ところで、新羅の王陵で被葬者が断定的に言えるのは二基のみである。新羅王陵には一八世紀になって比定されたものが多く、確かな根拠によるものではない。王陵とされていないものなかにも皇南大塚など王陵とみられるものが少なくない。王陵とされているのは、朴・昔・金の三姓ともに後孫それぞれが先祖の墓としての祭祀をつづけており、発掘調査ができない。それでもこれまで内部の調査がされたことがあるものが二基ある。南山の西麓にある伝憲康王陵（在位八七五〜八八六）、東麓のいわゆる三陵のまん中にある伝神徳王陵（在位九一二〜九一七）である。

伝憲康王陵は、一九九三年八月の大雨で墳丘が陥没し（盗掘孔があったため）、九月から一〇月にかけて補修整備のための緊急発掘調査が行われた。その結果、盗掘をうけてはいたが、遺物も一部残り、また石室構造も明らかになった。横穴式の石室であり、遺物には石枕・足座などの石製品や、装身具・土器類があった。土器の印花文から、九世紀にはくならないということが考えられ、墓を憲康王の陵とみるのは難しくなった（『憲康王陵補修収拾調査報告書』国立慶州文化財研究所、一九九五年）。また、伝神徳王陵は一九三五年に盗掘され、穹窿式天井の石室をもつ横穴式石室で、壁面が彩色されていることが明らかになっていた。一九六三年にさらに大きく盗掘されたため、緊急調査がなされた（朴日薫「慶州三陵石室古墳―伝新羅神徳王陵―」『美術資料』八輯、一九六三年）。

また伝閔哀王陵（在位八三八〜八三九）とされるものが、月南面望星里にある。伝僖康王陵のすぐ東南五〇〇メートルほどのところである。一九八四年九月に周囲整備のための発掘が行なわれ、その結果、封土西側の傾斜面から「元和十年」（八一五）とヘラ書きした骨壺が出土した。それは、墓を築造するために傾斜面を削り

取った地山の上にその後堆積した土層を掘って埋納しており、とうぜん墓の築造以後に埋納されたものである。したがって、墓は八一年以前の築造であると確認され、閔哀王陵ではないことが確実となった（鄭良諤・李健茂・崔鍾圭『傳閔哀王陵周辺整備報告』国立慶州博物館・慶尚北道月城郡、一九八五年）。ただし石室内部の調査はなされていない。

以上のように、発掘されたことのある「王陵」は三基のみであり、そのうち墓室が確認されたのは二基であるが、いずれにも墓室内に墓誌のようなものはなかった（王陵に比定されていない龍江洞古墳には赤い文字の痕跡のある誌石らしきものが確認されている）。それに対して、武烈王陵のように、墓前に碑が立っていたとみられるのが、文武王陵・聖徳王陵・興徳王陵・景德王陵である。これらのことからすれば、新羅では、墓前に碑を立てて王陵であることの表示をしていたものと考えられる。そしてそのように碑を立てた最初が、この武烈王陵であったと考えられる。亀趺の上に碑を立てる習俗は、中国では南北朝時代からあるが（関野貞『支那碑闕形式ノ變遷』座右宝刊行会、一九三五年。平勢隆郎『亀の碑と正統』白帝社、二〇〇四年）、ここでは唐に倣ったものであろう。

文武王陵（在位六六一～六八一）は、水中王陵・海中王陵といわれる大王岩がそうであるとされているが、大王岩は、人工的な加工の痕跡がない自然の岩礁である（文武大王水中陵精密実測調査および物理探査）『国立慶州文化財研究所年報』一二二号、二〇〇一年）。文武王は火葬された最初の王であり、遺骨がそこに散骨された可能性はあるが、文武王陵碑の存在からすれば、王陵は別にあつたと考えなければならない。

現在、国立慶州博物館に展示する文武王陵碑は、断碑であり、二

片が残るのみである【図6-10】。その一片に「新羅文武王陵之碑」の文字があり、陵碑であることが確かである。ただし、それがどこに立てられていたのか、つまり王陵がどこにあったのかは不明である。狼山の東側中央に陵之塔とよばれる石組み方形の施設があり、四周に浮彫りの十二支像が三体ずつ配置されている。文武王を火葬したところであるというみかたがあるが、その名称や、十二支像の存在から、そこが王陵であると見ることも可能である。

伝聖徳王陵（在位七〇二～七三七）とされるものは、市街地から東南、蔚山街道を仏国寺方面に約一〇キロほど行った道路辺にある。慶州市朝陽洞である。聖徳王の葬地については、「移車寺の南」（『三国史記』聖徳王三六年条）「東村の南」「楊長谷」（『三国遺事』王曆）と記されているが、それをもとに位置を特定することは難しい。

外護装飾として丸彫りされた十二支像が配置され、近くに石人像・獅子が残っている。やや離れて頭部が破壊された亀趺が残るが、碑身はない【図6-11】。碑片がいくつか発見されている。

聖徳王陵と断定することはできないが、外護装飾として初期的な様相であり、八世紀前半という時期からみても可能性が高い。

伝景德王陵（在位七四二～七六五）は、南山の西側、内南面鳧池里にある。朗善君李俣『大東金石書』（一六六八年）続編坤に著録された拓本に、「新羅景德王陵碑」と題するものがある【図6-12】。これが、その伝景德王陵から発見された碑石の拓本なのかどうか、明確ではないが、おそらくそうであろう。ただし、内容の判読が困難で、これをもとに伝景德王陵が、景德王陵であったと見ることは難しい。

興徳王陵（在位八二六～八三六）は、慶州市街から二〇キロほど北の安康邑の北にあたる六通里にある。そこには大きな亀趺があり



【图6-10】文武王陵碑（国立慶州博物館展示、田中撮影）



【图6-11】伝聖徳王陵亀趺（田中撮影）



【图6-13】興徳王陵亀趺（田中撮影）



【图6-12】景德王陵碑片  
（李俣『大東金石書』続編坤）



【図6-13】、その周囲から一九六二年以来、碑石の断片が多数発見され、そのなかに「興徳」「我興徳」の文字がみえる。『三国遺事』王曆には「陵は安康の北、比火壤に在り」とあり、その位置とあわせて、興徳王陵としてほぼまちがいないであろう。碑片にはほかに「壽六十」「憲徳大王」「太祖星漢」「廿四代孫」などの文字もみえ、注目される。

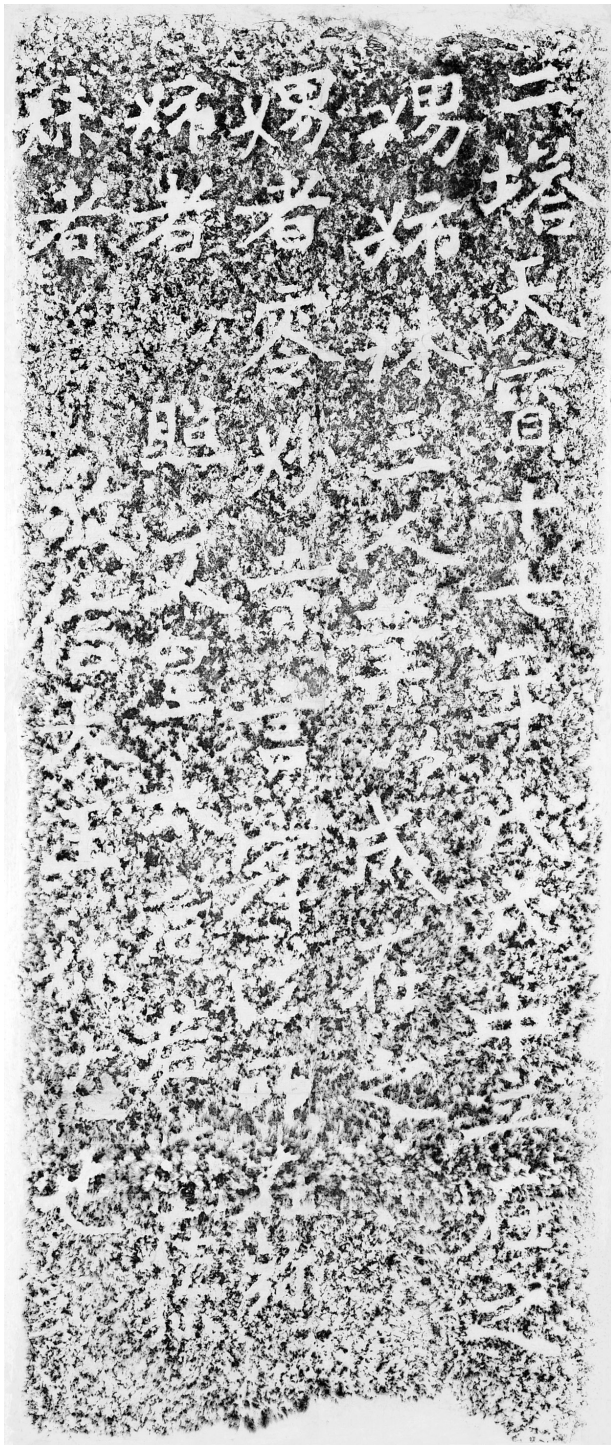
以上のような状況であり、新羅では王陵に陵碑を立てることがかなり多かつたとみることができ、通例化していたほどではないようである。ひとつとして完全なかたちで残っていないのが残念である。また、金仁問碑の例を通して、王陵に限られたわけではないことが確認される。新羅末期になれば、高僧の浮屠・塔（墓）の旁らに塔碑が立てられることになるが、それはほぼ亀趺を台とし、

碑身の上に螭首をのせるかたちである。

### 七、開寧葛項寺三層石塔記

〔朝拓—010〕〔図7—1〕

葛項寺の石塔建立の年次と建立者を記したものである。石塔は現在、国立中央博物館の外庭に展示されている【図7—2】。もとは慶尚北道開寧郡南面（現在は金泉市南面）梧鳳里葛項洞の葛項寺址にあった。一九一六年に景福宮外庭に移され、二〇〇五年の中央博物館の移転とともに、現位置に移された。移転に際しては、両塔から舍利容器も発見されている（高正龍「葛項寺石塔と舍利容器」『朝鮮古代研究』二号、二〇〇〇年）。葛項寺址【図7—3】には、現



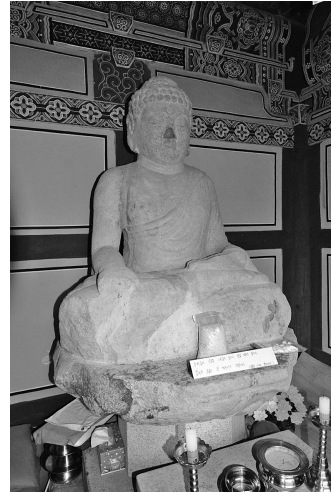
【図7-1】開寧葛項寺三層石塔記拓本  
(82.5×33.3cm 朝拓—010)



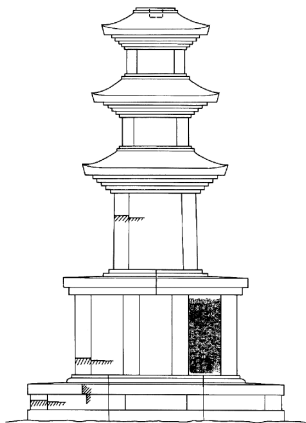
【図7-2】 葛項寺石塔（左が東塔。国立中央博物館展示、田中撮影）



【図7-5】 葛項寺石塔記  
（田中撮影）



【図7-4】 梧鳳里釈迦如来像  
（田中撮影）



【図7-6】 葛項寺石塔東塔立面図  
（高正龍「葛項寺石塔と舍利容器」  
『朝鮮古代研究』二号、二〇〇〇年）



【図7-3】 葛項寺址（田中撮影）

在なお石仏坐像（梧鳳里石造釈迦如来坐像。宝物二四五号）が残っている【図7-4】。石塔は東西二基あり、二基ともに移されているが、その東塔の上成基壇の身部の羽目石の右端に五行で刻まれているのがこの石塔記である【図7-5、図7-6】。観峰館所蔵拓本を入れた袋には「開寧葛頂寺三層石塔記」と書かれているが、ここでの見出しは「葛頂寺」に改めておく。双塔式伽藍は統一新羅時代の典型的な様式であり、石塔自体も典型的な統一新羅様式である。

葛頂寺とは、『三国遺事』卷四・勝詮髑髏条に「〔勝〕詮乃ち尚州領内開寧郡境に於て精廬を開創す。……今の葛頂寺なり」とあり、勝詮が開寧郡に開創した寺であることが記されている。勝詮は入唐して法蔵のもとで学んだが、その帰国に際して、法蔵が智儼門下で兄弟子であった義湘に手紙（その写しが、天理図書館所蔵「唐法蔵致新羅義湘書」である。『ピブリア』四八号、一九七一年）などを託した。そのことはよく知られた事実であり（『三国遺事』卷四・義湘伝教条）、帰国は李能和『朝鮮仏教通史』上（新文館、一九一八年）が六九二年とするが、根拠は不明である。葛頂寺開創はそれ以後ということになるが、明確な記録はなく、七世紀末〜八世紀初と考えられる。

『新增東国輿地勝覽』卷二九・開寧島の仏宇条に「葛頂寺」がみえ、「金烏山の西に在り」とある。十六世紀には存続していたということであるが、その後いつ廃絶したかはわからない。寺址からは「葛頂寺」銘の瓦片も採集されたという（小田幹治郎「葛頂寺の塔」『朝鮮叢報』大正五年八月号、一九一六年）。

石塔記は、次の通りである。

- 5
- 10
- 1 二塔天寶十七年戊戌中立在之
- 2 甥姉妹三人業以成在之
- 3 甥者零妙寺言寂法師在姝
- 4 姉者照文皇太后君姝在姝
- 5 妹者 敬信太王姝在也

文字については、4行目第9字「姝」を、「姝」とみる意見もあるが、女偏は明確であり、「姝」で問題ない。ほかの文字は、拓本でも確認できるように、残りがよく、異論がない。

文章は純漢文ではなく、新羅語の漢字表記である。鮎貝房之進によれば、「在」は尊敬の意味を込め「イマス」「アラセラル」と訳すべきであり、「在姝」は「アラセラレ」、「在也」は「アラセラル」と訳すべきものであるという（『雑攷 俗字攷・俗文攷・借字攷』国書刊行会復刻、一九七二年）。つまり、およそ次のような意味とみることができる。

二塔は天寶十七年戊戌中にお立てになった。

甥姉妹三人の業で成された。

甥は、零妙寺言寂法師であらせられ、

姉は、照文皇太后君の「姝」であらせられ、

妹は敬信太王の「姝」であらせられる。

ここで、姉を「照文皇太后君」の「姝」ととらえよう思う。それは「照文皇太后の君」の「姝」というように尊敬を込めて呼んだ表記のしかたであると考えたからである。ただしそれには議論が必要かもしれない。「君」を下につづけて、「君姝」という成語としてとらえ、「姝」とは別の意味であるとみる意見もある。しかしそれで

は恣意的であり、「妳」は同じ意味と考えるべきである。その意味については、あとで検討したい。

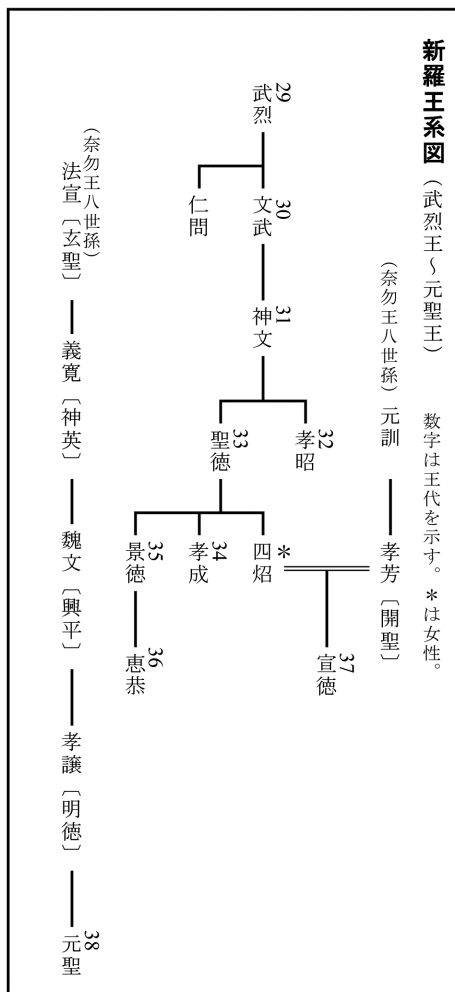
天寶十七年戊戌とは、七五八年を指す。唐玄宗の年号であるが、十五年までであり、かつ「幾年」ではなく「幾載」と表記した。新羅において、唐の改元を知らないまま使いつづけるということは考えられるが、「年」はどうであろうか。『无盡寺鍾記』（対馬の国分八幡にあった新羅鍾。戦時中に供出されて無くなった）には「天寶四載乙酉」と正しく記している。その鍾を造った思仁大角干は、中央高官であり、天寶年間が「載」で表記することを知っていた。従って、まさにその年に記したとみるのであれば、改元を知らず、また「載」表記も知らない、という状況を想定しなければならない。都の住人ではないということかもしれない。後代の追刻という場合にも、いっそうそれらのことを知り得ない状況、ということになる。

石塔の建立はその年とみて問題ないと思うが、文章はその年に書かれたと考えることができない。まず第5行目に記された「敬信太王」は、新羅第三八代王元聖王（在位七八五～七八九）

のことである。「敬信」が元聖王の名であることは『三国史記』卷一〇・新羅本紀一〇・元聖王即位紀や『三国遺事』卷二・元聖大王条などにみえている。「太王」は「大王」と同じと考えていいのであるが、そのように記すのはとうぜん即位した七八五年よりも以後となる。また、『三国史記』元聖王十四年（七九八）冬十二月二十九日条に「王薨ず。諡して元聖と曰う」とあり、薨去後すぐに元聖という諡号が贈られたようで、それ以後ならば「元聖太王」と記されたであろう。従って文章

は七九八年までに書かれたとみななければならない。第4行目に記された「照文皇太后」は、元聖王元年二月条に「母朴氏を昭文太后と爲し」とあり、「照」「昭」の違いはあるが、元聖王の母を指す。この点からも文章は七八五年以後とみなしなければならない。要するに、建立の年から三〇年ほど過ぎた元聖王代になって、ようやく文章が書かれて、彫られたということになる。その理由は明確ではないが、わたしの考えを述べれば、次のようになる。

元聖王敬信は、前王宣徳王良相とともに、クーデタを起こし、恵恭王を殺害した（『三国遺事』卷二・景徳王忠談師表訓大徳讃者婆郎歌条）。宣徳王はそれによって即位することになり、元聖王はすんなりというわけではなかったが、即位することができた。母方の祖父が聖徳王である良相は、クーデタによらなくても、子のいなかった恵恭王のあとに即位することができた可能性はあるが、元聖王はそうではなかった【図7-7】。宣徳王の即位後、最高の官職といえる上大等になってはいたが、宣徳王の死後、「群臣、後を議し、



【図7-7】新羅王系図（武烈王～元聖王、田中作成）

王の族子周元を立てんと欲す」とあるように(『三国史記』元聖王即位紀)、群臣たちが立てようとしたのは金周元であった。周元は太宗武烈王の六世孫であり(『三国史記』卷四四・金陽伝)、「伊殫(滄)金周元初め上宰と爲り、王(元聖王)、角干たりて二宰に居れり」(『三国遺事』卷二・元聖大王条)とあるように、周元のほうが上位にあった。それにもかかわらず元聖王が即位できたのは、北川の氾濫によって、周元が王宮に来ることができなかつたため、とされているが(同上)、その通りであつたとは思えない。何らかの策謀があつて、即位できたものと考えられる。

いずれにしても、七五八年の石塔建立の時点では、だれも将来、敬信が王になるとは想像していなかつたし、クーデタがなければ、即位することはありえなかつた。ところが現実には、七八五年に王位に即いたのである。建立に関わつた人のなかに、敬信と関係があつた人物が含まれており、そのことを知る誰かが即位後に追刻したのである。それがわたしの考えである。新羅において、そもそも石塔に建立者の名を彫るような習慣はなかつたのであるが、そのような特殊事情のために、例外的な石塔記が残されたのではないかと考へる。

それでは、建立に関わつた人について、石塔記を通して追究したい。そこには、他ではほとんど見ることのない文字がいくつか用いられている。「甥」「姪」「姝」の三文字である。

まず「甥」は、大漢和などでは「甥」と同じとするが、それは動詞であり、ここでは、新羅独自の用法と考えられる。姉妹と並んでいるため、兄弟を指す文字であろうか。姉妹よりも前に記されているため、兄とみるべきであろう。それが「零妙寺言寂法師」であるということであるが、「零妙寺」は、靈廟寺のことで、王京内の寺

である。

「姪」は「孀(ダイ・ナイ・ジ)」の俗字であり、鮎貝房之進は「漢字義通り「乳母」即ち「メノト」なり」とするが(前掲書)、字書的にいえば、ほかに母・姉の意味もある。「姪」の意味を限定しなければならぬ。

まず母の意味であるとする、「敬信太王」の母は、上記のように昭文皇太后であるから、最初からそう記せばよい。姉の意味であるとする、姉は「昭文皇太后君」の姉であり、妹は「敬信太王」の姉ということになる。「敬信太王」の姉は、昭文皇太后のむすめである可能性が高く、「昭文皇太后」の姉とはおぼとめいとの関係となり、姉妹関係で記されるのはおかしい。つまり、「姪」を母・姉の意味としてとらえるのは問題であるということになる。

そうした点から、「姪」は乳母の意味とみるべきである。昭文皇太后の乳母とその子の敬信太王との乳母が、姉妹ということは、あり得なくはないであろう。七五八年の時点であれば、昭文皇太后の乳母が在世していてもおかしくはない。

というように考えれば、甥姉妹三人とは、零妙寺の言寂法師と、昭文皇太后の乳母と、敬信太王の乳母の三人ということになる。敬信と関係があつた人物という条件に合致する。

建立者はそれでいいが、建立年代からかなり遅れた文章は誰が書いたのであろうか。甥姉妹という表記、および「在」という尊敬詞を記していることからすれば、そのなかの誰かとは別の人が書いていたとみてもよい。また、「敬信太王」というように、その時点での王の名をそのまま用いるというのは、記した人物が王とかなり近い関係とみられる。「昭文皇太后の君」というように、昭文皇太后のほうに

尊称をつけて呼んでいる点も、世代的に、「敬信太王」に近い存在とみることができる。

以上のことを総合すれば、石塔は、七五八年に零妙寺の言寂法師と、照文皇太后の乳母と、敬信太王の乳母の三人が建立した。その時に、そのことを記す考えはなかった。ところがそれから三〇年ほど経って、敬信が王位に即くという、予想もしなかったことが起こった。それでこの兄妹に近い関係の人物が、そのことを榮譽なことと考え、石塔に建てた人たちのことを彫って残すことにした、ということになる。その人物は、建立の事情を知りつつ、葛項寺のほかにいた人物ではなからうか。「天寶十七年」という問題のある表記も、それを示しているように思われる。

ふたつの「妳」を乳母とみる考えは、すでに鮎貝房之進が提示している（前掲書）。それは字義の説明をするのみであるため、上記のようにあらためて乳母とみるべきことを説明した。

諸説を整理した高正龍は、鮎貝説に対して「この石塔記は元聖王の即位により、王の外戚となった一族がこれを強調するために刻んだ記念碑的な意味合いをもっており、乳母では意味がない」と否定する。

しかしその否定には根拠がない。乳母の一族であったとしても、おもいがけず彼女たちの近い関係者が王になったと言うときに、どういう即位のしかたであれ、喜びとすることはあったと思える。石塔を建立することのできる階層が限定されているわけではなく、新羅の寺院には貴族や庶民の喜捨によって造営された寺院も多いのである（田中俊明「新羅王都の私寺——貴族・庶民の喜捨寺院」網伸也編『東アジア都城と宗教空間』京都大学学術出版会、二〇二四年）、そのなかに石塔も建立されている。

さて、葛項寺が、唐から帰国した勝詮が、七世紀末〜八世紀初に創建した寺であり、そこにあった双塔が七五八年の建立ということであれば、創建以後、数十年たって、塔が建てられたということになる。創建当初、木塔が建てられ、その後、それほど時間の経過がなく石塔が建てられた百済の定林寺石塔のような例もあるが（「五、扶余唐平百済碑」、双塔建立まで塔が建てられていなかったことも想像できる。そのため、零妙寺の言寂法師と姉妹が新たに双塔を建立したのではないかと考える。勝詮と言寂とに何らかの関係があったのかも知れない。そのあと三〇年ほどたって敬信が王となり、その母が皇太后として追封されるようになるのは、まったく想像外のことであり、三人にとっても奇縁というしかない。建立のことを追刻しようという人物が出てきたのも、そうした想像外のできごとが起こったことに因るのであろう。

この石塔記をもとに、元聖王や元聖王家系と石塔自体、また葛項寺址のある地域について考察する論文が近年でもみられるが、以上述べたように、基本的にこの石塔は、元聖王や元聖王家系と直接関係するものではないとみるべきである。